

福岡県共同購入協会会員規約

第1条(名称)

本会は有限会社白木商事によって運営される「福岡県共同購入協会」と称す(以下本会という)。また、本会の会員、賛助会員を「会員」と称す。

第2条(目的)

本会は、共同購入によるコスト削減を積極的に行い、会員のビジネスサポートを行うことを主目的とし、物品仕入ルートの確立に尽す。

第3条(入会資格)

本会の入会資格は原則として次の条件を満たす方とする。

- ①罰金以上の刑事裁判を受けたことがない方、または罰金以上の刑事裁判(複数ある場合には直近のもの)を受けてから5年以上
- ②不正競争防止法、その他の法令に違反する目的・態様で参加される疑義が認められないこと
- ③反社会的勢力及びそれに準じる方でないこと
- ④その他、本会の裁量による本会への参加不承諾を受けなかった方

第4条(入会手続)

本会への入会を希望する個人又は法人は、本会所定様式に必要事項を記載の上、所定の審査を受けその諾否を決定する。

第5条(会員区分)

本会は、正会員(この会の目的に賛同し入会した者)と賛助会員(この会の事業を賛助するために入会した者)で構成される。

第6条(会費)

本会の会費は、正会員および賛助会員とも700円とする。

なお、賛助会員については700円を1口とし、納入する会費の口数および納入回数を制限しない。

第7条(届出事項の変更)

会員は、所属する企業や所在地、役職等変更があった場合は速やかに本会の運営事務局に報告するものとする。

第8条(会員の権利)

会員は、本件サービス(次条により定義される)の提供を受ける権利を有す。

第9条(本件サービスの内容)

会員は、次のサービスを楽しむことができる。但し、サービス内容については、本会の裁量により、事前の通知なくして変更されることがあり、変更手続については、第19条に定めるところによる。

- ①共同購入案件に対する参加
- ②その他、本件が提案可能な商品についての検討

第10条(会員の義務)

会員は、本会が定める本規約・会員規約を遵守するものとする。

第11条(会員資格の譲渡)

会員資格はいかなる場合も他人に譲渡することはできない。

第12条(禁止事項)

会員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ①本会の運営を妨害する行為
- ②会員たる資格に基づき取得した情報を、その態様の如何を問わず、本会の許可なく使用すること

第13条(除名)

会員が本規約及び第9条に定める義務を怠り、本会が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらず会員がこれに応じない場合、当該会員に対し除名の処分をすることができます。尚、本会が除名処分をする場合、当該会員に除名理由を説明しない。

第14条(会員資格の喪失)

会員は、次の事由により退会となり、その資格を喪失する。

- ①退会の申出を行い、本会がこれを認めた場合。
- ②除名された場合。
- ③会員が死亡した場合。
- ④本会の運営を著しく妨害したとき。

第15条(退会について)

会員は本会の退会を希望する場合、運営事務局に書面にて退会届(書式は自由)を提出するものとする。但し、前条①の場合を除き、退会届の提出は会員資格の喪失の効力に何らの影響も及ぼさない。なお、退会の場合、退会会員が既に支払った会費については返金されないものとする。

第16条(本会の廃止)

本会は、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化又は本会の都合により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止もしくは廃止することができます。この場合、本会は利用者に対して賠

第17条(個人情報扱い)

本会は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、本会にかかる活動目的においてのみ利用するものとする。

第18条(責任の範囲)

本会は特例の個別契約を除き、マッチング後の当事者間での取引には介在しない。当会はマッチングにおいて当事者のサービスの品質等的一切を保証するものではなく、後の当事者間におけるトラブル等については、責任を負わないものとする。

第19条(規約内容の変更手続)

本規約の変更については、全会員の同意が必要になる。但し、規約の変更内容を所定の方法により発表した後1か月を経過しても会員から異議が出なかった場合、全会員が当該規約内容の変更同意したものとする。

第20条(準拠法)

本規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、本規約に関する一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、本会の本部所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

以上

令和元年11月11日施行